安全データシート

整理番号【721－6】

制定日 2018/08/20
改訂日 2025/09/02

1.化学品及び会社情報

化学品

化学品の名称 サラヤ洗たく用酸素系漂白剤

供給者情報

会社 サラヤ株式会社

住所 大阪府大阪市東住吉区湯里2－2－8

担当部門 営業本部

電話番号 06-6797-2525

緊急時連絡番号 06-6705-1013

推奨用途及び使用上の制限:

推奨用途:衣類の漂白・消臭・除菌。業務用衣類用漂白剤。

使用上の制限:推奨用途以外の用途に使用しない。

2.危険有害性の要約

化学品のGHS分類:

健康有害性:

急性毒性(吸入:粉じん、ミスト):区分4

皮膚腐食性／刺激性:区分1

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性:区分1

呼吸器感作性:区分1

皮膚感作性:区分1

発がん性:区分2

特定標的臓器毒性(単回ばく露):区分2(呼吸器)

特定標的臓器毒性(反復ばく露):区分2(呼吸器)

環境有害性:

水生環境有害性 短期(急性):区分1

水生環境有害性 長期(慢性):区分2

GHSのラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:危険

危険有害性情報:

重篤な皮ふの薬傷および眼の損傷／アレルギー性皮ふ反応を起こすおそれ／
吸入すると有害／吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ／
発がんのおそれの疑い／呼吸器の障害のおそれ／
長期にわたる、または反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ／
水生生物に非常に強い毒性／長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き:

【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
取扱い後は眼、皮ふ、喉、手をよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。
屋外または換気の良い場所でだけ使用すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
環境への放出を避けること。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
(換気が不十分な場合)呼吸用保護具を着用すること。

【応急措置】

飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮ふに付着した場合:多量の水で洗うこと。
皮ふ(または髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。
皮ふを水(水またはシャワー)で洗うこと。
吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。
ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師の診察、手当てを受けること。
直ちに医師に連絡すること。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。
特別な処置が必要である(4. 応急措置を参考すること)。
皮ふ刺激または発疹が生じた場合:医師の診察、手当てを受けること。
呼吸に関する症状が出た場合:医師に連絡すること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
漏出物を回収すること。

【保管】
施錠して保管すること。
【廃棄】
内容物、容器を自治体のルールに従い廃棄すること。

3.組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別:混合物
成分:
過酸化水素(酸素系)、界面活性剤(陽イオン系)、pH調整剤
化学名または一般名:
過酸化水素(CAS NO,7722-84-1) 6%未満含有

4.応急処置

吸入した場合:
気分が悪くなった場合は風通しの良い場所に移動し、新鮮な空気を吸わせる。
皮膚に付着した場合:
直ちに大量の水で十分に洗い流す。その後、刺激等の異常を感じた時は、
速やかに医師に相談する。
眼に入った場合:
こすらずに(コンタクトレンズは外し)すぐに流水で15分以上洗い流す。
異常が残る場合には医師に相談する。
飲み込んだ場合:
吐かずに口をすすぎ、多量の水を飲む等の処置をする。速やかに医師に相談する。

5.火災時の措置

適切な消火剤:
一般火災の場合は水を用いる。(ただし、注水が不十分であると、分解が促進され
熱を発生し、火勢を強める恐れがある。)
使ってはならない消火剤:
情報なし
特有の消火方法:
この製品自体は可燃性ではないが、火災時の熱により加熱されると分解して、
酸素ガスを発生し、火災を助長することがある。

6.漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

作業には必ず保護具を着用する。

環境に対する注意事項:

環境への放出は避けること。

封じ込め及び浄化の方法及び機材:

こぼれたものを元の容器に戻したり、くず入れに捨ててはならない。

少量の場合は、大量の水で希釈し、中和後廃棄する。

多量の場合は、産業廃棄物業者に依頼するか、[廃棄上の注意]項に従って処理する。

7.取り扱い及び保管上の注意

取り扱い:

技術的対策:

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項:

塩素系製品と一緒に使う(まぜる)と、有害な塩素ガスが発生するので混合しない。

用途以外には使用しない。

熱湯で使用しない。

作業時には換気を心がけ、必ず保護メガネ、マスク・エプロンおよびゴム手袋を着用する。

取り扱い後は手をよくあらう。

他の容器に移し替える場合は、専用のプラスチック容器にその商品名、使用方法、注意事項を明記した上で使用する。

洗濯機のふた等に原液がつかないように注意し、付着した場合は速やかに拭き取る。

浸漬で使用の場合は、容器を密閉しない。

衣料品の取り扱い表示にしたがって洗たくする。

接触回避:

情報なし

保管

安全な保管条件:

子どもの手の届かないところに保管する。

認知症の方などの誤飲を防ぐため、置き場所に注意する。

直射日光のあたる場所を避け、冷暗所に保管する。

安全な容器包装材料:

専用のプラスチック容器を使用する。

8.ばく露防止措置及び保護措置

許容濃度等:設定されていない

設備対策:情報なし
保護具:必ず保護メガネ、マスク、保護手袋、保護着を着用する。

9.物理的及び化学的性質

物理状態:液体
色:無色透明
臭い:原料臭
沸点又は初留点及び沸騰範囲:情報なし
可燃性:情報なし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界:情報なし
引火点:情報なし
自然発火点:情報なし
分解温度:情報なし
pH:2．5～4．5
動粘性率:情報なし
蒸気圧:情報なし
密度及び/又は相対密度:情報なし
相対ガス密度:情報なし
粒子特性:情報なし

10.安定性及び反応性

反応性:単独では、通常の取扱条件で安定であるが、熱や分解を促進する物質との接触によって分解する。分解時は酸素ガス、水（または水蒸気）及び熱を発生する。
化学的安定性:通常の取扱いにおいて安定である。
危険有害性反応可能性:熱がこもると分解が加速され、密閉容器では破裂することがある。弱い酸化性を有する。
避けるべき条件:熱・火に近づけない。可燃性物質との接触を避ける。
混触危険物質:重金属及びその塩類、還元物質、酸性物質、酸化されやすい有機物、紙・布・木材等の可燃物、潮解性物質
危険有害な分解生成物:酸素ガス

11.有害性情報

急性毒性:区分4（吸入すると有害）
皮膚腐食性/刺激性:区分1（重篤な皮ふの薬傷および眼の損傷）
眼に対する重篤な損傷/刺激性:区分1（重篤な眼の損傷）
呼吸器感作性又は皮膚感作性:

区分1（吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ）
区分1（アレルギー性皮ふ反応を起こすおそれ）
生殖細胞変異原性：分類できない
発がん性：区分2（発がんのおそれの疑い）
生殖毒性：分類できない
特定標的臓器毒性(単回ばく露)：
区分2（呼吸器の障害のおそれ）
特定標的臓器毒性(反復ばく露)：
区分2（長期にわたる、または反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ）
誤えん有害性：分類できない

12.環境影響情報

生態毒性：
水生環境有害性　短期（急性）：区分1（水生生物に非常に強い毒性）
水生環境有害性　長期（慢性）：区分2（長期継続的影響によって水生生物に毒性）
残留性・分解性：情報なし
生態蓄積性：情報なし
土壌中の移動性：情報なし
オゾン層への有害性：情報なし

ノニフェノール系非イオン界面活性剤を含め、環境庁が内分泌かく乱物質
（いわゆる環境ホルモン）と位置づけた指定物質は一切配合していない。

13.廃棄上の注意

化学品，汚染容器および包装の安全で，かつ，環境上望ましい廃棄，またはリサイクルに関する情報
「7．取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと
残余廃棄物：大量の水で十分に希釈し、過酸化水素分を亜硫酸ナトリウム等で分解し、
酸で中和した後廃棄する。（過酸化水素は、JISのCOD測定ではCOD値として検出される。）
使用済容器：管轄自治体のルールに従い処理する。

14.輸送上の注意

「7．取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと
国際規制
国連分類：該当しない
国連番号：該当しない

引火性液体に該当しない。
運搬する場合には、飛散、漏洩、流出、又は浸出を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
直射日光等による加熱を避ける。

15.適用法令

労働安全衛生法(安衛法):
名称等を表示すべき危険物及び有害物　法第57条、施行令第18条
名称等を通知すべき危険物及び有害物　法第57条の2、施行令第18条の2
・過酸化水素　5．8%
・塩化ベンザルコニウム　2．4%　(2025年4月1日以降)
皮膚等障害化学物質等　規則第594条の2
・過酸化水素　5．8%
・塩化ベンザルコニウム　2．4%
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法):
優先評価化学物質(法第2条第5項):過酸化水素
化学物質管理促進法(PRTR法):該当しない
毒物及び劇物取締法:該当しない

16.その他の情報

参考文献
職場の安全サイト　過酸化水素SDS(2006年4月9日改訂版)
NITE－Gmiccs　GHS混合物分類判定ラベル／SDS作成支援システム

・本SDSはJIS Z 7253:2019に準拠しています。
・この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
・記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
・注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですが、特別な取り扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。
・すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。
